

Topics | トピックス

- ◆ 「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱い」の一部を改正
- ◆ 2025年度の現金給与総額の平均額は357,979円で2.5%増～厚生労働省「毎月勤労統計調査 2025度分結果確報」～
- ◆ e-Gov電子申請における個人向け一部手続きの受付を終了
- ◆ 戸籍等に氏名の振り仮名が記載されたことに伴う年金関係の手続き
- ◆ 2026年度社会保険制度説明会の開催について～「日本年金機構からのお知らせ」5月号～
- ◆ 2026年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納4付率（最終的な納付率）で85.1%

◆ 「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱い」の一部を改正

厚生労働省は5月15日、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱い」の一部が改正されることを日本年金機構理事長、地方厚生（支）局長、市区町村長宛てに通知した。これは、障害状態確認届の提出により障害年金の支給停止や減額・増額改定が行われる場合、審査遅延による受給権者の不利益を防ぐため、届出から改定等の適用までの期間をあらかじめ定めたもの。

この取扱いについては、1989（平成元）年3月8日以降対応しているが、2020年度に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて提出期限の延長などの措置を行ったため、2026年度は障害状態確認届等による更新審査件数が大幅に増加することが見込まれている。また、不利益処分等となる事案については、複数の医師による審査で結果の確定に時間がかかり、受給権者に影響が出ることが懸念されている。

そこで今回の改正により、結果確定までに相当期間の時間がかかった場合の取扱いについて改正が行われた。具体的には、支給停止や減額改定、増額改定などを行う際の適用開始月において、日本年金機構側の審査遅延によって受給権者に不利益が生じないようにするための基準が整備された（表1）。

提出された障害状態確認届に対して、より慎重に判断するため複数の医師による審査に回された事案が対象となる。

<表1> 「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」の一部改正の内容

改正後	改正前
1 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の増額改定	
改正なし	<p>障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の増額改定は、提出期限(障害状態確認届による障害の程度の審査が必要であるとして厚生労働大臣が指定した年の誕生日の属する月の末日をいう。以下同じ。)の属する月の翌月分から行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出した者に係る年金額の増額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日(当該現症日が提出期限以前である場合)にあっては、提出期限)の属する月の翌月分から行うこととしたこと。</p>
2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止	
<p>下線部分を追加</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定(加算額又は加給額(以下「加算額等」という。))の減額改定を除く。以下この2において同じ。)又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分(複数の医師による審査を行ったもの(提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合に、正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。))であって、当該3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に減額改定又は支給停止の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前月分(当該処分を行った日が偶数月の場合は前々月分))から行うこととしたこと。</p> <p>以下同じ</p>	<p>障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定(加算額又は加給額(以下「加算額等」という。))の減額改定を除く。以下この2において同じ。)又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分から行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分(当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合)にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分)から行うこととしたこと。</p>
3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権	
<p>下線部分を追加</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月(複数の医師による審査を行ったものについては、2の取扱いに準じた月)の初日に行うこととしたこと。</p> <p>以下同じ</p>	<p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月(当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合)にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月の初日に行うこととしたこと。</p>
4 障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の加算額等の減額改定	
改正なし	<p>障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の年金給付に係る加算額等の減額改定は、提出期限の属する月の翌月分から行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る加算額等の減額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日(当該現症日が提出期限以前である場合)にあっては、提出期限)の属する月の翌月分から行うこととしたこと。</p>

◆2025年度の現金給与総額の平均額は357,979円で2.5%増 ～厚生労働省「毎月勤労統計調査 2025年度分結果確報」～

厚生労働省は5月22日、「毎月勤労統計調査 2025年度分結果確報」を公表した。これによると、2025年度の調査産業計における現金給与総額（名目賃金）の平均額※は357,979円で前年度より2.5%増加した。金額が最も大きい産業は「電気・ガス業」で636,757円、最も小さい産業は「飲食サービス業等」で141,584円であった。また、前年度比で最も増加率が高いのは「鉱業、採石業等」で11.2%増となった一方で、「運輸業、郵便業」は-0.4%で前年度より減額となった。現金給与総額の平均額を雇用形態でみると、一般労働者は469,071円（前年度比2.9%増）、パートタイム労働者は115,027円（同2.1%増）で、その差は354,044円となった。

月間の実労働時間及び出勤日数（調査産業計）の平均※は135.0時間（前年度比1.0%減）及び17.4日（0.2%減）であった。労働時間が最も多い産業は「運輸業、郵便業」で161.7時間、最も少ない産業は「飲食サービス業等」で87.3時間であった。出勤日数が最も多い産業は「鉱業、採石業等」「建設業」がともに19.6日、最も少ない産業は「飲食サービス業」で13.3日であった。月間の実労働時間と出勤日数の平均を雇用形態でみると、一般労働者は160.7時間と19.3日で、パートタイム労働者は78.7時間と13.4日であった。

労働異動率（調査産業計）の平均※は、入職率1.99%（前年度比0.03ポイント減）、離職率1.90%（同0.02ポイント減）であった。これを雇用形態別にみると、入職率は一般労働者が1.48%（前年度と同様）で、パートタイム労働者が3.12%（前年度比0.11ポイント減）であった。離職率は一般労働者が1.42%（同0.02ポイント減）で、パートタイム労働者が2.94%（同0.05ポイント減）であった。

パートタイム労働比率をみると31.39%（前年度比0.38ポイント増）で、2021年度以降継続して増加している。

2020年平均=100とした実質賃金指数をみると、消費者物価指数（持家の帰属家賃を含む総合）で実質化した現金給与総額は100.1（前年度比0.1%減）となった。なお、2025年度の消費者物価指数の前年度比は2.6%増となったが、名目賃金の増加率を上回ったため、実質的な購買力は低下した。

※数値は事業所規模5人以上のもの。

◆e-Gov電子申請における個人向け一部手続きの受付を終了

日本年金機構は5月19日、これまでe-Govによる電子申請で受け付けてきた個人向け一部手続きを、2026年8月31日及び12月31日をもって終了することをホームページで告知した（表2）。終了する手続きについては、マイナポータルからねんきんネットを利用することで、スマートフォンやパソコンから電子申請することができる。

<表2> 「e-Gov電子申請システム」による受付が終了となる手続き

2026年8月31日に受付終了となる手続き
●公的年金等の受給権者の扶養親族等申告書
2026年12月31日に受付終了となる手続き
●国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 兼 還付金振込方法（変更）申出書（※）
●国民年金保険料口座振替辞退申出書
●国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）（厚生年金保険）
●国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）（国民年金）
●年金加入記録照会・年金見込額試算
●年金受給権者住所・支払機関変更届（厚生年金保険）
●年金受給権者住所・支払機関変更届（国民年金）
●年金受給権者住所・支払機関変更届（船員保険）
※一部の金融機関においては、口座振替納付に関する電子申請を利用できない場合がある。

◆戸籍等に氏名の振り仮名が記載されることに伴う年金関係の手続き

戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正により、2025年5月26日以降、本籍地の市区町村長から戸籍・住民票に記載される予定の「氏名の振り仮名」が通知されてきた。5月26日から1年以内に届出がなかった場合は、2026年5月26日以降、通知された「氏名の振り仮名」が市区町村長により順次戸籍・住民票へ「氏名の振り仮名」の職権記載が行われる。

戸籍等に記載された「氏名の振り仮名」が年金記録の氏名のフリガナと同じ場合は、年金関係の手続きは原則不要だが、異なる場合は手続きが必要になる可能性がある。

手続きが必要な人に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」（**図1**）が送付されるので、届いた人は次の手続きを行う。

1. 「氏名変更のお知らせ」に記載されている「変更後の氏名」が正しい場合

年金の受取先金融機関に口座名義変更の可否を問い合わせ、必要に応じて口座名義変更の手続きを行う。また、年金証書の氏名変更のために、「氏名変更のお知らせ」に同封されている「年金証書引換届」を最寄りの年金事務所へ提出または郵送する。

2. 「氏名変更のお知らせ」に記載されている「変更前の氏名」が正しい場合

住所地の市区町村において氏名訂正の手続きを行い、最寄りの年金事務所へ連絡する。

*遺族年金受給者で戸籍や住民票の氏名変更の手続きをした人は、最寄りの年金事務所で、氏名変更の理由により、下記①または②の手続きを行う。

①「婚姻」または「養子縁組」※の場合
⇒「遺族年金失権届」

②「婚姻」または「養子縁組」※以外の場合

⇒「遺族年金受給権者氏名変更理由届」と氏名の変更の理由を明らかにできる書類（戸籍の抄本等）

なお、戸籍や住民票の氏名変更の手続きをしていない人は、遺族年金に関する届出の手続きは不要。

※直系血族または直系姻族の養子となった場合を除く。

<図1> 「氏名変更のお知らせ」（1ページ目）

見本

168-8505
杉並区高井戸 3-5-24

給付 期 様

令和XX年XX月XX日
日本年金機構

氏名変更のお知らせ

この度、住民基本台帳ネットワークから氏名変更情報が提供されたことに伴い、日本年金機構で管理しているお客様の年金記録上の氏名を、住民票上の氏名に合わせて変更しました。住民票上の氏名変更は、原則、お客様から市区町村へ届出いただいた内容（婚姻等による氏名変更の届出）または市区町村による氏名情報の更新[※]に基づいて行われます。

※令和7年5月以降、戸籍等への氏名の振り仮名記載が開始されており、令和8年5月25日までに訂正の届出がない場合、市区町村から通知された振り仮名が戸籍等に記載されることとされています。

変更後の氏名のフリガナが年金振込先金融機関の口座名義と相違している場合、年金の振込ができなくなる場合がありますので、変更後の氏名をご確認いただき、以下の**〈お願い事項〉**のとおりご対応をお願いします。

なお、変更後の氏名が誤っている場合は、速やかにお住まいの市区町村において氏名訂正の手続きを行っていただき、お近くの年金事務所へご連絡ください。

基礎年金番号：XXXX-XXXXXX

変更前の氏名	ネカク サシ 給付 期
変更後の氏名	ネカク サシ 給付 期

次回の年金支払日：令和XX年XX月XX日

※住民票上の氏名の一部に日本年金機構で対応できない漢字が含まれている場合には、カタカナのみで登録しております。

※氏名のフリガナの小文字【ゃ、ゅ、ょ、っ】は大文字に変換して登録しております。

〈お願い事項〉

次回の年金支払日の前に、年金振込先金融機関に口座名義変更の可否をお問い合わせの上、必要に応じて、口座名義変更の手続きを行っていただくようお願いいたします。詳細は、同封のリーフレットをご確認ください。

なお、上記手続きが遅れた場合、一時的に年金の振込ができなくなる場合があります。その場合、口座名義変更の手続き終了後に再度振込をさせていただきますので、日本年金機構から別途送付される「年金の振込についての照会」（はがき）を必ずご返送の上、再振込までしばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

◆2026年度社会保険制度説明会の開催について ～「日本年金機構からのお知らせ」5月号～

日本年金機構は5月21日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」5月号において、2026年度社会保険制度説明会の開催について掲載した。説明会は2026年5月～7月において、事業主及び社会保険事務担当者を対象に次のようなプログラム（例）で行われる。

2026年度社会保険制度説明会のプログラム（一例）

●算定基礎届の作成方法

算定基礎届の作成方法について大事なポイントをまとめて説明する。

●不備や誤りなど実務上の留意点

届出した内容などに不備や記入誤りがある場合は、一度受付した届書を返却する場合がある。

（紹介事例）

- ・実際に届出の内容などに不備や記入誤りがあり、届書を返却した事例
- ・届出の誤りが判明し、さかのぼって届出を訂正した事例など

●短時間労働者の適用拡大と保険料調整制度の概要など年金制度の動向

2025年年金制度改正法のうち、「短時間労働者の適用拡大」、適用拡大に際して活用できる国の支援制度である「保険料調整制度」やその他年金制度に関する動向について説明する。

●オンラインサービスの利用方法

オンラインサービスの概要及び電子申請の利用方法について説明する。

※会場によってプログラムが異なる。また、オンラインで実施する場合もある。

なお、「日本年金機構からのお知らせ」5月号には、上記以外に「賞与支払届または賞与不支給報告書を忘れずにご提出ください」、「労働契約内容による年間収入での被扶養者の認定の取扱いについて」、「賞与支払届の手続きは、『電子申請』をご利用ください！」が掲載された。

◆2026年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で85.1%

厚生労働省は5月29日、2026年3月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2023年3月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.2ポイント増の85.1%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は755万月で、納付月数は642万月。

【2024年3月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.0ポイント増の85.9%であった。納付対象月数は756万月で、納付月数は649万月。

【2025年3月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.6%であった。納付対象月数は747万月で、納付月数は625万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の93.0%、2年経過納付率で新潟県の93.2%、1年経過納付率で新潟県の91.6%となった。